

利用者への権利侵害事案⑳

【事案】

職員による利用児童への性的虐待行為

【事案の概要】

障害児入所施設で、50代の男性児童指導員が、入所する男子児童（特別支援学校中学部）に対して、園内で児童の体の一部に触る性的虐待行為を行った。本事案は、起床後検温を指導する時間帯に男子児童ら複数の児童が生活している居室内で行われ、別の職員が当該指導員を探していて目撃した。当該指導員は、停職3か月の懲戒処分を受け、その後、辞職願が受理され退職した。同施設を運営する法人は、児童福祉の専門家らによる第三者委員会を組織して本事案の検証を進め、再発防止に向けて、組織体質の改善や複数での職員対応などを柱とする報告書をまとめた。